

「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結 ～災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に～

三木市は、大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結します。

今回の協定の締結により、三木市内にて災害が発生、又は不測の事態が発生した際には、三木市が処理困難となった災害廃棄物等について、迅速かつ円滑に処理の支援を受けることができます。

災害に対する事前の備えとして、災害協定を締結することで、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

1 協定調印式

- | | |
|-----------|--|
| (1) 日 時 | 4月14日（火） 午前10時～10時30分 |
| (2) 場 所 | 三木市役所 4階市長応接室 |
| (3) 協定締結先 | 大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子文雄 |
| (4) 出席予定者 | 三木市
市長 仲田一彦 他
大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子文雄 他 |

2 協定書（案）

別添のとおり

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000（内線 2430）